

平成18年6月22日
経済産業省
原子力安全・保安院
中部近畿産業保安監督部

株式会社神戸製鋼所における法令違反等に関する報告について

原子力安全・保安院 中部近畿産業保安監督部は、株式会社神戸製鋼所に対し、平成18年4月7日付け平成18・04・05産保近第5号及び平成18年5月26日付け平成18・05・25中近産保第15号をもって、電気事業法第106条第4項に基づく報告を求めていたところ、本日付けで報告書の提出がありました。

同社加古川製鉄所及び神戸製鉄所において、法令違反が確認されたことは、誠に遺憾であり、別紙のとおり厳重に注意するとともに、すみやかに再発防止策を実施すること及び再発防止策が完了するまでの間、実施状況を報告することを併せて指示しました。

なお、本日受理した報告書の概要は、別添1及び別添2のとおりです。

(問い合わせ先)

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課

担当：八島、友利

電話：06-6966-6047(直通)

中部近畿産業保安監督部 電力安全課

担当：広永、広瀬

電話：052-951-2817(直通)

別紙

平成18・06・22中近産保第1号
平成 1 8 年 6 月 2 2 日

株式会社神戸製鋼所
取締役社長 犬伏 泰夫 殿

中部近畿産業保安監督部長 吉田 盛厚

電気事業法における法令違反に対する厳重注意について

平成18年4月7日付け平成18・04・05産保近第5号及び平成18年5月26日付け平成18・05・25中近産保第15号による指示に基づき提出された報告書について、その内容を精査したところ、法令遵守状況に多数の不適切な点が認められました。

このことは、自主保安を前提とした安全規制に対する電気事業法の精神に反するものであり、誠に遺憾であります。

よって、ここに厳重に注意するとともに、今後、下記のとおり対応するよう指示します。

記

- 1．本報告書における再発防止策については、貴職が率先して速やかに具体化し確実に実施するとともに、社内に周知徹底すること。
- 2．再発防止策が完了するまでの間、定期的の実施状況を報告すること。